

本日、ここに、鹿島市議会平成25年6月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

私が市長に就任して3年が経過いたしました。「鹿島市に新しい風を吹かせたい」と市民の皆様と呼び掛け、市民の皆様とともに歩んできた3年間でもございましたが、早いもので、4年任期の最後の1年となります。

これまで、「定住促進」を柱に据え、「鹿島市を元気なまちにしたい」という思いから、鹿島市の将来を念頭において、あらゆる施策に取り組んでまいりました。その中には、長い目で見た「交流人口増加」を目的とした「スポーツ合宿」や「酒蔵ツーリズム」など、市民の皆様のお力添えをいただきながら、一定の効果があらわれてきている事業もあり、今後の市政運営におきましても、第五次鹿島市総合計画に掲げます目指す都市像「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」を念頭に、更に充実したものにしなければならないと考えております。

一方、国内の3年を振り返りますと、東日本大震災や記録的な豪雨など自然の脅威に対する「安全・安心」への関心の高まりや、TPPへの交渉参加問題など諸外国との関係、さらに政権交代のもとで大きく政策が転換するなど、日本全体の進むべき道は色々な意味で先行き不透明な状況であります。

特に、将来、少子高齢化の波が加速度的に進行することが懸念されており、「国立社会保障・人口問題研究所」が、3月に発表した将来推計人口によりますと、2010年の佐賀県人口85万人に対し、2040年推計人口は、68万人になるという数字が出されております。

本市でみますと、平成22年国勢調査人口「30,720人」に対し、2040年には「22,317人」になると推計されており、ますます少子高齢化が進んでいくと予測されております。

このような傾向のなかで、多くの地方都市においては「コンパクトシティ」という考えのもと、中心市街地に商業施設や医療機関、公共施設を集約することで、「歩いて暮らせるまちづくり」や「既存の施設を再生・活用する」といった動きが出てきております。

国としてもそういった動きに対する支援に乗り出そうとしております。

「地域社会や住民の生活をどう維持していくのか」、また鹿島市の発展に向けて「今、何をすべきか」「何が求められているのか」を十分に見極めながらも、私たちのまちは、まさに生き残りをかけた、待ったなしの状況に直面していると言ってもいいでしょう。

そういう意味におきましては、「鹿島ニューディール構想」は手遅れにならないように対応しなければいけない対策を提示しておりまして、その実現は、スピード感を持って対応しなければならないと考えております。

【鹿島ニューディール構想の進捗状況について】

次に、「鹿島ニューディール構想」の進捗状況について申し上げます。

先に述べました人口減少や少子高齢化の進行に加えて、近年では地域間での競争も激しさを増しているところでございます。

多くの課題を抱えている鹿島市が、再び佐賀県南西部の中核都市の地位を取り戻すためには、中長期的な展望を持ち、市民総力戦で取り組んでいかなければならないという思いから、昨年6月に「鹿島ニューディール構想」を皆様にご提示したところでございます。

その中でも、公的施設の再整備を内容とする「鹿島市シビックセンター再整備」につきましては、議会の皆様との議論をはじめ、市民の皆様と色々な場面で、ご意見を交わす機会がございました。

特に、4月23日から市内6地区で開催いたしました「市長と語る会」におきましては、市民の皆様から懸念が表明されたり、貴重なご意見やご要望、叱咤激励をもいただいたところでございます。

しばしば申し上げてまいりましたが、そもそも、この「シビックセンター再整備構想」を示すきっかけとなりましたのは、「総合庁舎の移転問題」であります。

一昨年になりますが、「現地機関が引き続き鹿島市内に残ることが、鹿島市のまちづくりにつながるのであれば協力する」といった佐賀県の意向が示され、県施設の統一的な耐震対策の目標期限である「平成28年4月1日までの移転完了と施設の確保」に向けて、鹿島市が主導的な立場で早急に対応する必要が出てきました。

ご承知のように、これまで様々な事情から「法務局」や「保健所」、「教育事務所」など国や県の現地機関が市外へと移転していきました。

現在総合庁舎に入居している「土木事務所」、「農林事務所」、「農業改良普及センター」の3機関が移転の対象となっており、「何とかしてこれ以上、現地機関の市外移転を防がなくてはならない」という強い危機感を持っております。

その思いは市民の皆様も一緒に、区長会を中心として、昨年の8月に要望書と市民の皆様「8,331名」の御署名を提出していただきました。「県の施設がこれまでどおり市内での立地をされるように」との皆様強い思いが、私たちの政策推進の大きな力となっており、「総合庁舎の市内残留の方

途」を佐賀県に提案しているところでございます。

この総合庁舎問題をきっかけとして、老朽化が進む福社会館の中の施設を
中心市街地へ移転再整備する計画をお示しいたしました。

中心市街地にある商業施設の空きフロアを活用し、コミュニティ・福祉・
子育て支援など、都市の維持のために特に必要な機能を集約させ、子どもか
ら高齢者の方まであらゆる年齢層の方が施設を利用することにより、中心市
街地のにぎわい創出、交流人口の拡大を目指すものでございます。

このことについては、「市長と語る会」で、市民の皆様から様々なご意見や
お考えを示していただきました。その中でも特に、「中心市街地のあり方」
と「民間商業施設ピオへの公的施設移転」の2つに議論が集約されたと思っ
ております。

これらをはじめとする各会場で出た意見、議会の皆様と積み上げてきた議
論、これらを十分に頭におきながら、限られた時間で今後さらに具体的な対
応を詰めてまいりたいと考えております。

その一方、国におきまして、「地方都市リノベーション事業」が新規事業
として立ち上げられ、公的機関を中心市街地の空きスペースに移転する事業
を支援する方針が示されました。

これは、国と本市の考えが合致する理想的な形での事業であることから、
国土交通省に事業申請を行い、5月16日に内示をいただいたところでござ
います。

さらに、この事業は、国の補助率50%で、しかも残りの45%は借入金
である市債で借り入れが可能という、私たちにとりましては、非常に有利な
補助制度でもあります。

それに加えまして、臨時財政対策債を除く、いわゆる「建設市債」の残高

は、平成12年の「138億円」をピークに平成24年度の3月補正時点において「46億円」（最高時の約1/3）まで圧縮されていることから、各種の基金残高の状況とあわせ、事業実施のためにある程度の投資余力がございます。

これらの条件を勘案いたしますと、鹿島市にとりまして、まさに今が動き出すタイミングであり、中心市街地活性化を含めた鹿島市のまちづくりのラストチャンスであると考えております。

「地方都市リノベーション事業」の内示を受け、限られた経費で最大の効果を生むよう、これまで事業の精査を鋭意行ってまいりました。

別途、ご説明を申し上げますが、今会期中に関係補正予算案を提出して、その審議をお願いしたいということになりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、この件に関連して、「中心市街地におけるまちづくり」を推進するとの観点から、「鹿島ショッピングセンター協同組合」が行う事業に対して、経済産業省から所要の補助を行うことについて、5月31日夕刻、同組合に対して、内示があり、同組合において必要な作業を継続中であります。

「シビックセンター再整備構想」は、総合庁舎の移転や公的施設の移転ばかりでは当然ありません。中心市街地の課題が処理されますと、そのことと関係します「新世紀センター（仮称）」や老朽化が著しい「市民会館」の改築または改修、新幹線開通後を見据えた「肥前鹿島駅の駅舎・駅前整備」など手遅れにならないうちに対応しなければならないものが多くあります。

私たちのまち鹿島は、これから9年後には、新幹線長崎ルートの開通に伴い、現在のJR長崎本線の利便性の大幅な低下など、ますます厳しい環境下におかれると思います。

その一方で、高規格の道路建設の計画はメドが立っておりません。

限られた時間の中に、現在抱えている問題を一つずつ解決し、「シビックセンター再整備」を含む「鹿島ニューディール構想」を具体化し、鹿島市のまちづくりとして確固たる道筋をつけることが大事であります。

市民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

【防災・減災対策について】

次に、防災・減災対策について申し上げます。

今年も6月を迎え、大雨や台風による風水害、土砂災害などの自然災害を心配しなければならない時期となりました。

鹿島市では、これまでの大水害を教訓にダム建設や河川の改修、排水機場の整備といった治水事業などに力を注いできた結果、近年では災害による目立った被害は出ておりません。

しかし、阪神・淡路大震災以降、新潟県中越沖地震や東日本大震災などに見られるように、自然災害は、我々の予測をはるかに越える被害をもたらしており、これらのことから、ハード面での防災設備の整備と合わせて、災害発生時の被害をある程度想定し、いかにその被害を最小限に抑えるかというソフト面を主体とした「減災」への取組みが重視されてきております。

このような中、去る5月26日、本市を含む杵藤地区におきまして、佐賀県総合防災訓練が実施されました。

この防災訓練は、風水害、土砂災害、地震・津波災害などに備え、地域住民の皆様も訓練に参加することにより、地域全体の防災意識の高揚と防災力の強化を目的に実施されております。

さらには、訓練を行うことで地域防災計画の具体的な運用の確認や各関係

機関の防災技術の向上、そして相互協力体制を確認することも大きな目的の一つでありました。

鹿島市におきましては、北鹿島地区の住民約150名の皆様にご協力をいただき、高潮による災害を想定した「警戒情報の伝達」「避難所の設置運営」「災害時要援護者の避難」などの訓練を実施いたしました。訓練を終え、非常事態においての一人ひとりの行動や情報伝達の重要性を改めて感じたところでございます。

また、昨今は近隣の住民が互いに助け合おうという精神に基づいた「共助」の役割を担う自主防災組織が再認識され、自分たちの地域は自分たちで守ろうという機運が高まってきております。本市においても既に10団体の自主防災組織が発足しておりますが、これからも引き続き積極的な支援を行い、自主防災組織の普及に努めていきたいと考えております。

今後も「防災・減災」に向けた施策を行う際には、市民の皆様一人ひとりが何をすべきか、お互いがどのような役割を持つべきなのか、行政として何をすべきかという「自助」「共助」「公助」を念頭におきながら「安全で安心なまち」を目指してまいりたいと考えております。

そのバックアップの中心になるのが、現在、構想にある「防災センター」（新世紀センター）といえます。

【肥前浜宿の伝統的なまちなみの都市景観大賞特別賞の受賞について】

次に、「肥前浜宿の伝統的なまちなみ」における都市景観大賞特別賞受賞について申し上げます。

「まち」の自然、歴史、伝統、文化などの地域固有の資源は、その「まち」を形作っている「まち」の個性として、次の世代へと受け継がれていく

べきものであり、これらの地域にあるものを知り、伝え、いかに活かしていくかが、まちづくりの大きな視点として、必要であると考えております。

そのような意味におきまして、肥前浜宿は、「昔ながらのまちなみ」を地域の方々が大切に守り育ててきた結果、次世代に残すべき景観として国から「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、これまで市内外から高い評価を受けてきたところでございます。

そして、今回、「肥前浜宿の伝統的なまちなみ」が都市景観大賞の特別賞を受賞することになりました。

「都市景観の日」実行委員会が主催する都市景観大賞とは、都市景観に関する優れた事例を選定し、広く一般に公開することにより、全国的なより良い都市景観の形成を目指すことを目的とした、全国レベルの賞でございます。

評価のポイントとなりましたのは、地元のまちづくり団体と市が一体となった長期間にわたる活発な取り組み、景観形成や活用面、特に、「花と酒まつり」や「酒蔵ツーリズム」などに代表されるイベントの企画運営における市民参加が全国的にも優れていると認められた結果であると考えております。

この受賞は、地域住民の皆様のご尽力の賜物であり、また、市内外の様々な関係者の皆様のおかげであると大変感謝をいたしております。

また、11月6日から8日にかけて、肥前浜宿の「まち活用」の一環として、伝統的建造物群保存地区保護行政に携わる行政担当者の資質向上などを目的とした研修会が肥前浜宿を中心に開催される予定でございます。

全国から約100人の担当者が集い、伝統的建造物群保存地区制度に関する討論や学識経験者による講義、現地見学会も開催される予定となっております。

さらに、平成26年11月には、全国のまちづくり団体が一堂に会する

「全国町並みゼミ」が鹿島市と嬉野市を舞台に開催されます。

「全国町並みゼミ」は、全国的な町並みの勉強会を開こうと、昭和53年に第1回が開催され、来年で第37回を迎える伝統ある大会となっております。

3日間の日程で開催され、1日約500人、3日間の延べ参加人数は1,500人にのぼり、肥前浜宿のみならず鹿島市全体の活性化と、知名度アップによる交流人口の増加に寄与するものであると大いに期待をいたしております。

今後とも、さらに、まちの活性化が図られるように「まち活用」という面におきましても、市民の皆様とともに誠心誠意努力していく所存でございます。

以上、6月定例会の開会にあたり、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。今後とも議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件について、その概要を説明いたします。議案は、報告3件、条例制定1件、条例廃止1件、条例改正1件、補正予算1件など計8件でございます。

まず、平成24年度予算の繰越事業関係の報告について申し上げます。

報告第3号

 平成24年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書、

報告

第4号

 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の2件につきましては、平成24年度の予算執行段階で諸般の事情により予

算の一部を平成25年度に繰り越して使用することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、**報告第5号** 平成25年度鹿島市土地開発公社事業計画について申し上げます。

鹿島市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度事業計画書の写しを提出し、報告いたすものでございます。

次に、**議案第36号** 鹿島市職員給与の臨時特例に関する条例の制定について申し上げます。

これは、地方交付税法の一部改正に伴い、今年度の地方交付税の減額が見込まれておりますので、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、職員の給与について平均6.2%減額する特例措置を講じるため、職員の給与に係る臨時特例の条例を制定しようとするものでございます。

次に、**議案第37号** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

議会の議員などの非常勤の職員に係る公務災害補償につきましては、請求審査から認定に至るまでの事務、そして認定した後の補償を、現在は鹿島市単独で行っておりますが、佐賀県市町総合事務組合が行う共同処理に参加し、今後の安定的な補償と事務の軽減を図りたいので、公務災害補償事務を市で行うこととしている現行の条例を廃止しようとするものでございます。

次に、**議案第38号** 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法の改正などに伴うものでございます。主なものとしましては、現在、市が行う税務行政については、鹿島市行政手続条例に定める手

続きは要しないこととしておりますが、今後は不利益処分を行う際には理由の提示を行うことについて条文を整備し、きちんと説明責任を果たすための改正をしようとするものでございます。他には、住宅借入金等特別税額控除の適用年の延長、東日本大震災に係る居住用財産の課税特例措置の拡充などについて、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 39 号 平成 25 年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に 5, 842 万 9 千円を追加し、補正後の総額を 127 億 642 万 9 千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う県支出金、助成金などを増額計上いたしております。

歳出のうち主な事業として、総務費ではコミュニティ助成事業を、民生費では保育士等処遇改善臨時特例事業を新規に計上し、教育費では、B & G 海洋センタープールのろ過装置取り換えのために七浦海浜スポーツ公園管理事業を増額計上いたしております。

また、今年 5 月に肥前通運株式会社様及び東亜工機株式会社様より、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に従い有効に活用させていただくことといたしております。

最後に、議案第 40 号 佐賀縣市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について申し上げます。

これは、議案第 37 号との関連で提案するものでございます。鹿島市が、佐賀縣市町総合事務組合の行う議会の議員、学校医などの非常勤の職員の公務災害補償事務の共同処理に参加するにあたり、組合の規約の変更が必要となりますが、その変更を協議するためには、関係地方公共団体の議会の議決

を経なければならないという地方自治法第290条の規定に従いまして、今回、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。